

## 成年後見制度利用促進セミナー 関係者向け研修 開催要項

- 1 目的 平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、成年後見制度の利用を必要とする方に十分に利用されることが期待されている。しかし、現状では市民や福祉関係者に成年後見制度が知られていないという課題があり、成年後見制度が財産の管理や日常生活等に支障がある方を支える重要な手段であるにもかかわらず、利用が進んでいない状況がある。  
本セミナーを通じて、本人の身近な支援者が、本人の今後の生活を見据え、成年後見制度の活用を検討していくとともに、成年後見制度の仕組みや効用等について理解を深めることを目的とする。
- 2 主催 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 高齢・障害者権利擁護センター
- 3 日時 ①令和3年 1月27日(水) 14時00分～16時00分  
②令和3年 2月 4日(木) 14時00分～16時00分  
※両日とも同内容のため、いずれかにご参加ください。
- 4 会場 与野本町コミュニティセンター 多目的ホール(大)
- 5 受講対象 市内で高齢者又は障害者に対する介護等サービスを提供している民間事業所の職員
- 6 定員 各日50名
- 7 講師 南浦和法律事務所 弁護士 江口 裕樹氏  
埼玉弁護士会高齢者障がい者権利擁護センター運営委員会副委員長  
和光市社会福祉協議会権利擁護推進事業運営委員会委員  
上尾市成年後見制度利用促進審議会委員

### 8 タイムスケジュール

時間	内容
13:30	受付
14:00	開会
	講義「成年後見制度の基礎と活用について」 南浦和法律事務所 弁護士 江口 裕樹氏
15:30	質疑応答
16:00	閉会

- 9 申込方法 令和3年 1月20日(水)までに、別紙参加申込書によるFAXでの申込
- 10 その他
- ・駐車場の確保ができないため、研修会場へは公共交通機関をご利用ください。
  - ・新型コロナウイルス等の感染予防対策として、研修受講日以前の2週間以内に発熱や頭痛、味覚・嗅覚異常等の体調不良があった場合には参加をご遠慮ください。
  - ・参加にあたり、事前検温とマスク着用のご協力をお願いいたします。また、会場の利用規則に則り、検温結果を記録いたしますので、ご了承ください。
- 11 申込・問合せ先  
社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 高齢・障害者権利擁護センター  
〒338-0003  
さいたま市中央区本町東4-4-3 2階  
電話 048-835-5281 FAX 048-835-5282  
メールアドレス [kenri@saitamashi-shakyo.jp](mailto:kenri@saitamashi-shakyo.jp)